

令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務委託選定公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和7年度において、高松市に住民票を有する高齢者に対し、88歳の長寿を祝い、高齢者福祉の増進を図るため、香川県産品のみを集めたギフト一覧（カタログ、リーフレット等）を敬老祝品として贈呈するものです。

本要領は、令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務を実施する事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 履行場所

高松市が指定した場所

(6) 提案上限額

提案額の上限を8,216,524円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

提案額は、本市が想定している仕様書に記載の「4 祝品の数量等」及び「5 提案価格書金額内訳明細別表」の各項目（①から⑩）ごとの人数を基に算出すること。また、88歳敬老祝品贈呈業務の実施に係る消耗品費（包装紙、封筒等）、配送費等業務の実施に必要なすべての経費を含むものとする。

なお、この金額は契約時の予定金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。

3 応募要件

- (1) 業務の基本的な趣旨を理解し、受託に意欲のある者であること。
- (2) 会計処理が適正に行われていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、又は会社法（平成17年法律第86号）の規定によ

る清算の開始がなされていないこと。

(5) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

エ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制の下にあるもの。

4 スケジュール

内 容	日 時
公募型プロポーザルの公表	令和7年5月14日(水)
公募型プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年5月21日(水) 午後5時まで
質問に対する回答期限	令和7年5月28日(水) 午後5時まで随時
応募書類及び企画提案書の提出期間	令和7年6月2日(月)から同年6月11日(水) 午後5時まで
受託候補事業者の決定及び審査結果通知	令和7年6月中旬

5 プロポーザル関係資料の交付

(1) 資料名

ア 令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務委託選定公募型プロポーザル実施要領

イ 令和7年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務委託仕様書

ウ 関係様式

(ア) 質問及び回答書(様式第1号)

(イ) 参加表明書(様式第2号)

(ウ) 企画提案書(様式第3号)

(エ) 提案価格書(様式第4号)

(オ) 応募者概要書(様式第5号)

(カ) 業務実績書(様式第6号)

(2) 交付期間

令和7年5月14日(水)から令和7年6月11日(水)まで

(3) 交付方法

長寿福祉課(市役所2階22番窓口)での交付又は高松市ホームページ「もっと高松」上からのダウンロードによる。

6 質問事項の受付

(1) 質問の方法

プロポーザル書類作成に関する質問がある場合は、令和7年5月21日(水)午後5時までに、質問及び回答書(様式第1号)に質問内容を記入し、「7(5) 提出場所」に記載の電子メールアドレスに、電子メールで提出すること。

電子メール送信後、確認のため必ず電話連絡すること。

(2) 回答期限と回答方法

令和7年5月28日(水)午後5時まで随時

回答は、質問及び回答書(様式第1号)を受領後、速やかに提出者に電子メールで回答するとともに、ホームページ内で閲覧に供する。

(3) 受け付けない項目

- ア 電話、口頭等による質問
- イ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ウ 受付期間以外の質問

(4) その他

質問に対する回答は、本応募要領、仕様書に対して、追加又は修正したものとみなす。

7 応募書類及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 企画提案書(様式第3号)

(ア) 仕様書を踏まえ、計画性、企画性、実現性のある内容を示すこと。

(イ) 全体で15ページ以内に収めること。

(ウ) 記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む。)とすること。

(エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は、一切認めない。

ウ ギフト一覧(カタログ、リーフレット等)の見本

ギフト一覧の内容として具体的な商品が分かるもの。

※商品については、香川県産品、高松市産品の種別を記載すること。又は、種別が分かる一覧表等を別紙で提出すること。

エ 提案価格書(様式第4号)

金額内訳の明細を記載した内訳書を添付すること。内訳明細の項目については、仕様書の「5 提案価格書金額内訳明細別表」に記載のある項目①から⑦の、それぞれの単価、合計金額が分かるようにすること。なお、提案価格書に添付する金額内訳の明細書の様式は受託者の自由とする。

オ 応募者概要書(様式第5号)

カ 業務実績書(様式第6号)

キ 個人又は団体が確認できる書類

【個人の場合】住民票記載事項証明書

【団体（法人）の場合】履歴事項全部証明書、定款・規約等の写し、役員名簿

【団体（法人以外）の場合】代表者の住民票記載事項証明書、定款・規約等の写し、
役員名簿

(2) 書式 A4版

(3) 提出部数 紙ベース：原本1部、副本4部（コピー可） 計5部

(4) 応募書類及び企画提案書の受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月11日（水）午後5時まで。

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）により提出すること。

(5) 提出場所

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所2階 22番窓口

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 在宅福祉係

電 話 087-839-2346 FAX 087-839-2352

電子メール chouju@city.takamatsu.lg.jp

8 選定方法

応募書類及び企画提案書を提出した事業者のうち、「3 応募要件」を満たす者の中から、別表1「評価基準」の6項目について審査し、その結果、最も評価が高いと認められる上位1者を受託候補者に選定する。

(1) 審査者

長寿福祉課長、同主幹、同課長補佐、同係長（在宅福祉係担当）の合計4名

なお、応募期間以降、選定までの間に、応募者又はそれと同一と判断される者等が審査者に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出することにより、自らを有利に、又は他の者を不利にするように働きかけることを禁ずる。ただし、審査者が必要と認めたときは、応募者に応募内容の説明をお願いすることがある。

(2) 選定項目

別表1「評価基準」に基づき得点化する。

合計点数は、審査者4名の評価点数を合計して決定し、得点が高い上位1者を受託候補者として選定する。なお、参加表明者及び企画提案者が1者のみの場合においても、審査において最高総得点の7割以上を獲得した場合には、当該企画提案者を特定者とする。ただし、審査者が得点化した点数を合算した得点が、7割に満たない応募者は失格となる。

また、審査の結果、受託候補者の選定に至らなかった場合は、本公募を中止とする。

別表1 評価基準

審査項目	配点	審査事項
1 これまでの業務実績	10点	(1) 類似業務において実績があり、実績を生かした成果を上げているか。
2 業務の計画性	15点	(1) 業務遂行能力があるか。 (2) 業務実施体制が確立しているか。 (3) 実施スケジュールは適切か。
3 提案の実現性	15点	(1) 提案内容は無理がなく、実現可能なものとなっているか。 (2) 提案内容は具体的で適格なものになっているか。 (3) 提案内容と提案価格のバランスがとれているか。
4 商品の内容	30点	(1) ギフト一覧申込書は高齢者が見やすいものとなっているか。 (2) 商品の選択肢はバランスがとれているか。 (3) 高松市で生産又は加工された商品数が多数含まれているか。
5 未発注者への催促	10点	(1) 未注文者に対する催促の方法は適切か。 (2) 注文忘れが無くなる工夫がされているか。
6 委託金額	20点	(1) 妥当な見積金額となっているか。
合計	100点	

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果は応募者全員に、令和7年6月中旬に文書で通知する。

なお、他の者に係る審査結果や自ら又は他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには応じない。

イ 選定結果の公表

選定結果は、応募事業者へ通知後、高松市のホームページで採用事業者を公表する。

(4) 選定にあたっての留意事項

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは選定を取り消し、審査結果が次点の者から順に繰り上げて契約の相手とする。

ア 選定手続き業務に従事する職員若しくは関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為
その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 申請書類等に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ 応募要件を満たしていないことが判明した場合

カ 応募者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合

9 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

日本語及び日本国通貨、国際単位系による。

10 支払条件

完了払

11 公募型プロポーザルの中止等

市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがあります。

その場合、提出された書類等は返却しません。また、本プロポーザルへの応募者が損害を受けることがあったとしても、市はその責を負わないものとする。

12 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

13 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

14 その他留意事項

- (1) 応募書類及び企画提案書の作成・提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採用、不採用については書面により応募者に通知するものとする。
- (3) 提案が採用された者であっても、契約手続の完了までは、高松市との契約関係は生じない。
- (4) 応募書類及び企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された応募書類及び企画提案書等は、提出者の選定及び企画提案書等の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 企画提案書作成のために市から受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、本公募型プロポーザル実施時において定める内容を逸脱しない範囲で、契

約時に、採用された企画提案書に応じた仕様書へと変更する。

15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojin.joho/kohyo.html>)

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html)